

宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインについて

FIT制度の創設以降、県内では、太陽光発電の導入が進展しています。件数の増加に伴い、様々な形態の太陽光発電が出現し、住民への説明不足に起因すると思われるトラブル事案が発生している地域もあります。

国では、地域の特性や事情に合わせた自立的な制度整備を求めています。

こうした状況を踏まえ、県では、発電事業者へ適正な手続きをとるよう協力を求めていくこととし、新たに、宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインを策定しました。

1 ガイドラインの目的

太陽光発電の導入進展の一方で、生態系・景観への影響や開発に伴う汚濁水の流入、土砂流出への懸念が高まっている現状を踏まえ、太陽光発電事業者が周辺環境や地域住民の生活に及ぼす影響、災害時のリスクなどを事前に把握すること、また、地域住民に十分配慮しながら、施設を適正に設置・管理することにより、地域と共生した太陽光発電事業となるための取り組みを、太陽光発電事業者に促すことを目的とするもの。

2 対象とする発電施設

出力50kW以上である太陽光発電（※屋上に設置される場合を除く）

3 太陽光発電事業者へ求める手続き

- ① 事業計画書の提出等により、県及び市町村への事前の情報提供を求める。
- ② 住民への事前説明等により、住民との合意形成を図ることを求める。
- ③ 廃棄までを想定し定期的なメンテナンスを含めた長期計画等の策定を促すことにより、防災・景観・環境面からの配慮を求める。
- ④ 事業区域の適切な管理や廃棄計画の適正な実施等により、設置後の適切な維持管理を求める。

4 施行期日 令和2年4月1日

【参考】令和2年6月末現在における県内の太陽光発電（50kW以上）の導入実績
619件100万kW（うちメガソーラー264件86万kW）